

介護福祉士国家試験 実務経験証明書の様式と記入方法

- 3ページ目以降の全20ページは、第34回介護福祉士国家試験『受験の手引』の抜粋です。
- 証明権限を有する方に記載例やコード表などのページを参照し、作成してもらってください。
- 実務経験証明書のみを社会福祉振興・試験センターに提出しても、**介護福祉士国家試験の受験申し込みをしたことにはなりません**のでご注意ください。

(受験申し込み手続き方法については、ホームページで確認してください)

- ① 第34回試験を受験申し込みする(した)方へ
 - ・ 実務経験証明書の指定様式が不足した場合、使用してください。

- ② 第35回試験以降に受験を予定している方へ
 - ・ 実務経験証明書の指定様式は令和4年7月上旬以降に公開する予定です。

- ③ 離職する(した)方へ
 - ・ 退職等で実務経験を証明していただく場合、こちらの実務経験証明書の指定様式を使用してください。

- ④ 廃業した施設・事業所等の実務経験について
 - ・ 所属していた施設・事業所が廃業(閉鎖)した場合や、施設・事業所先の文書保管期間経過等の理由で記録が処分され、実務経験証明書の提出が困難な方は [こちら](#)

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 30・31ページ
使用する 筆記具	ボールペン

裏面の記載要領をよくお読みの上、記入してください

区分	2
区分	3
区分	5
区分	7

センター記入欄
<input type="checkbox"/> H <input type="checkbox"/> U 同封
<input type="checkbox"/> 他 ()

必ず事業所の証明書作成者が
記入・押印してください

介護福祉士国家試験
実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日) 令和 年 月 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人・施設・事業所 名 称			法人格コード (36ページ参照)
所 在 地	〒		職 印
電 話 番 号	— —		
代 表 者	役 職	氏 名	認 印
証 明 書 作 成 者	所 属 ・ 役 職 等	氏 名	

次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。

フリガナ			<input type="checkbox"/> 昭和	年 月 日生	
氏 名			<input type="checkbox"/> 平成		
本 人 住 所	〒				
施 設 又 は 事 業 所 名	介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号(認定コード)				
施 設 (事 業) 種 類 (37~42ページ参照)				コード	
職 種 (職 名) (37~42ページ参照)				コード	
従 業 期 間 及 び 介 護 等 の 業 務 に 従 業 し た 日 数 (29~33ページ参照)	従 業 期 間	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日から
		<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日まで
	従業期間 (上記算定開始日から算定終了日までの期間)				日
	介護等の業務従事日数 (上記従業期間のうち)				日

(注)① 従業期間は、令和4年3月31日までが対象となりますが、証明書作成日の翌日以降を含める場合は、実務経験「見込」証明となりますので、実務経験を満たした時点で確定した内容の実務経験証明書を再度提出してください。最終提出期限(令和4年4月8日(金))(消印有効)。【裏面参照】

② 区分2、3、7 (通算で) 従業期間1,095日・従事日数540日以上
の証明が必要です。
区分5 (通算で) 従業期間273日・従事日数135日以上
の証明が必要です。

証明権限を有する代表者の方へ

- ① 実務経験証明書について、不実または錯誤した内容の記載をした場合、社会福祉士及び介護福祉士法第8条第1項及び第2項の規定により本人に対し試験を無効とする処分を行うとともに、さらに厚生労働大臣が期間を定めて介護福祉士国家試験を受けさせない処分をすることがあります。また、証明権者はそのてん末を報告しなければなりません。
- ② 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。

用紙が不足する場合は、コピーした用紙を使用してください

34

この実務経験証明書を証明権限を有する代表者(理事長、施設長等)に作成してもらった時は、この証明用紙と「受験の手引」を見せて証明してもらってください。

「実務経験見込み」で受験申し込みをする場合の記載について

受験申込時には、実務経験に必要な従業期間・従事日数を満たさないが、令和4年3月31日までに満たす場合は、以下の例を参照してください。

例：「振興会ホームヘルパーステーション」は、
 ① 令和3年8月25日に
 実務経験証明書を作成しました。
 区分2で受験申し込みをする
 福士さんは、
 ② 平成31年3月12日から
 勤務していますが、
 実務経験を満たすためには、
 少なくとも、
 令和4年3月10日まで
 勤務する必要があります。
 今回提出する「見込」証明書は、
 期間の余裕をみて、
 ③ 令和4年3月15日
 までとして作成しました。
 ④ 従事日数は580日
 となる予定です。

この場合のよくある間違い

実務経験証明書

作成日 令和3年8月25日

従業期間が、作成日までとなっているのが間違い

従業期間 平成31年3月12日から
令和3年8月25日まで

正しくは、従業期間が実務経験を満たす日以前（例：令和4年3月15日）までと記載してください。

記入方法 受験の手引 30・31ページ	裏面の記載要領をよくお読みの上、記入してください	区分 2
使用する筆記具 ボールペン		区分 3
センター記入欄 □日 □月 □年 □他()	必ず事業所の証明書作成者が記入・押印してください	区分 5
	（証明書作成日）令和03年08月25日	区分 7

介護福祉士国家試験
実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書)

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人・施設・事業所名 社会福祉法人振興会	法人格コード (36ページ参照)
所在地 〒115-0101 東京都渋谷区渋谷0-0-0	0 2
電話番号 03-0000-0000	
代表者 理事長 厚生太郎	社会福祉法人 振興会 理事長印
証明書作成者 総務課主任 山田二郎	氏名 認印 山田

次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。

フリガナ 氏名	フクシ アイ	昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/>	55年5月5日生
本人住所	〒150-0002 渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号		
施設または事業所名	振興会ホームヘルパーステーション 介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号(認定コード) 4870100011		
施設(事業)種類 (37~42ページ参照)	指定訪問介護	コード	036
職種(職名) (37~42ページ参照)	訪問介護員	コード	013
従業期間及び 介護等の業務に 従業した日数 (29~33ページ参照)	従業期間 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 31年03月12日から 令和 <input checked="" type="checkbox"/> 04年03月15日まで	従業期間(上記算定開始日から算定終了日までの期間)	1,100 日
	介護等の業務従事日数(上記従業期間のうち)	④ 580 日	

(注) ① 従業期間は、令和4年3月31日までを対象となりますが、証明書作成日の翌以降を含める場合は、実務経験「見込」証明となりますので、実務経験を満たした時点で確定した内容の実務経験証明書を再度提出してください。最終提出期限(令和4年4月8日(金)) (消印有効)【表面参照】
 ② 区分2、3、7(併算)で従業期間1,095日・従事日数540日以上(併算)の証明が必要です。
 区分5(派司)で従業期間273日・従事日数135日以上(併算)の証明が必要です。

証明権限を有する代表者の方へ
 ① 実務経験証明書について、不実または錯誤した内容の記載をした場合、社会福祉士及び介護福祉士法第8条第1項及び第2項の規定により本人に対し試験を無効とする処分を行うとともに、さらに厚生労働大臣が期間を定めて介護福祉士国家試験を受けさせない処分をすることがあります。また、証明権限はその月末を報告しなければなりません。
 ② 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。

用紙が不足の場合は、コピーした用紙を使用してください。

雇用契約に基づき、実際に介護等の業務に従事した日数のみ算入できます。1日の勤務時間は問いません。介護等の業務をしなかった日は対象外です(休暇・欠勤・出張・研修など)。

実務経験証明書の作成について

区分2、3、7 受験者用に、従業期間の算出等、作成に便利なツールを当センターホームページに掲載しています。実務経験証明書作成等にお役立てください。

(URL) <http://www.sssc.or.jp/kaigo/tools/index.html>

2回目の実務経験証明書 最終提出期限(令和4年4月8日(金))(消印有効)

実務経験を満たした時点で〔福士さんの場合、令和4年3月10日(従業期間3年(1,095日)以上かつ従事日数540日を満たした日)以降〕再度、実務経験証明書を作成する必要があります。

期日までに提出されない場合は、試験が無効となります。

再度の実務経験証明書の作成日は、改めて作成した日となります(提出方法99・101ページ・裏表紙参照)。

● 実務経験の概要について

Q 従業期間とは？

A 在職期間です。「産休・育休・病休」等の
休職期間も含まれます。**令和4年3月31
日まで対象**です。

掛け持ちで働いている期間は、1日は1日
として扱います。ダブルカウントはできま
せん。

Q 従事日数とは？

A 雇用契約に基づき、実際に介護等の業務に従事した日
数のみ算入できます。1日の勤務時間は問いません。介
護等の業務をしなかった日は対象外です(休暇・欠勤・
出張・研修など)。**令和4年3月31日まで対象**です。
掛け持ちで働いた日も、1日は1日として扱います。
ダブルカウントはできません。

Q 従業期間と従事日数は、どれくらい必要なの？対象となる施設・事業・職種は？

A

従業期間

従事日数

施設・事業

職種

区分2

区分3

区分7

3年以上
(1,095日以上)

540日以上

36～42ページ参照

区分5

※9ヶ月以上
(273日以上)

※135日以上

※特例高校卒業の翌日からが実務経験の対象です

Q 実務経験証明書とは？

A 区分2、3、5、7の方は、提出が必要です。

※ 区分2、3、7の実務経験証明書を作成するの
に便利なツールを試験センターホームページに掲載しています。
(URL) <http://www.sssc.or.jp/kaigo/tools/index.html>

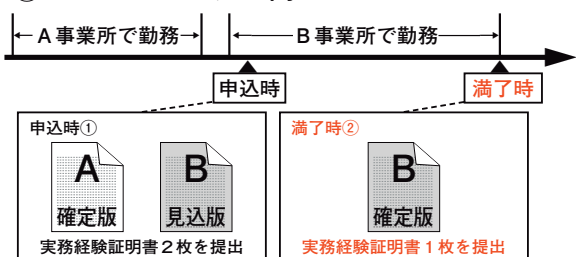
Q 従事日数内訳証明書とは？

A 掛け持ちで働いていた期間がある場合のみ、提出が
必要です。

※ 掛け持ちしていても、1つの事業所の経験だけで、
必要な期間と日数を満たす場合は提出不要です。

★ 実務経験証明書と従事日数内訳証明書の提出例

① 32・33ページの例



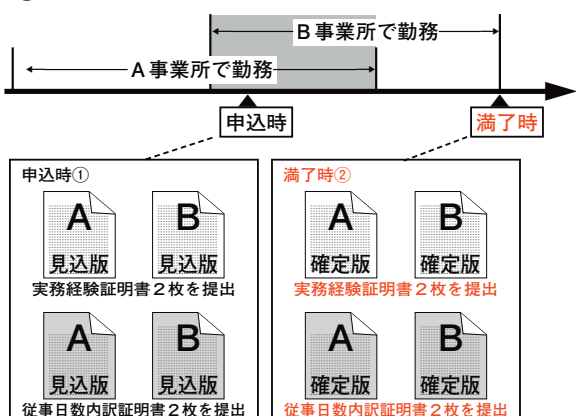
💡 ポイント！

複数の事業所で実務経験があって、B事業所の在職期間が
証明書作成日より先の期間を含んでいる場合

申請時① 実務経験証明書：A(確定版)・B(見込版)を提出

満了時② 実務経験証明書：B(確定版)のみを提出

② 34・35ページの例



💡 ポイント！

※ A事業所とB事業所の在職期間が重複している期間がある
ので、「従事日数内訳証明書」が必要

複数の事業所で実務経験があって、A・B事業所の在職期間
が証明書作成日より先の期間を含んでいる場合

申請時① A・Bから実務経験証明書(見込版)と、従事日数
内訳証明書(見込版)を提出

満了時② A・Bから実務経験証明書(確定版)と、従事日数
内訳証明書(確定版)を提出

● **実務経験（見込）証明書**（指定様式：69・71・73ページ）

※ **区分2** **区分3** **区分5** **区分7** の受験申込者が提出するもの

はじめに

- ◆本証明書は受験申込者が作成するものではありません。事業所に作成を依頼してください。
- ◆実務経験の対象となる施設（事業）と職種については36～42ページで確認してください。
- ◆本証明書の作成に便利なツールを試験センターホームページに掲載しています。

(URL) <http://www.sssc.or.jp/kaigo/tools/index.html>

記入例

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 30・31ページ	裏面の記載要領をよくお読みの上、記入してください	区分 2
使用する 筆記具	ボールペン		区分 3
センター記入欄 <input type="checkbox"/> H <input type="checkbox"/> U 同封 <input type="checkbox"/> 他 ()	必ず事業所の証明書作成 記入・押印してください	介護福祉士国家試験 実務経験証明書 兼 実務経験見込証明書	区分 5
		(証明書作成日) 令和 03年08月25日	区分 7

② 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人・施設・事業所 名称	社会福祉法人振興会		法人格コード (36ページ参照)
所在地	〒11510-0101 東京都渋谷区渋谷0-0-0		0 2
電話番号	03-0000-0000		社会福祉法人 振興会 理事長印
代表者	役職	氏名	
	理事長	厚生太郎	認印 山田
証明書作成者	所属・役職等	氏名	
	総務課主任	山田 二郎	

次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。

④

フリガナ	フクシアイ	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	55年5月5日生
氏名	福士 愛		
本人住所	〒150-0002 渋谷区渋谷1-5-6 ○○マンション○号		
施設名 事業所名	⑤ 振興会ホームヘルパーステーション		
	介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号(認定コード)	4870100011	
施設(事業) (37~42ページ)	⑥ 指定訪問介護	コード	036
職種(職名) (37~42ページ参照)	訪問介護員	コード	03
従業期 及び 介護等の業務に 従業した (29~33ページ参照)	⑦ 従業期 間	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和	31年03月12日から 04年03月15日まで
	⑧ 従業期間(上記算定開始日から算定終了日までの期間)	1,100 日	
	介護等の業務従事日数(上記従業期間のうち)	580 日	

(注) ① 従業期間は、令和4年3月31日までが対象となりますが、証明書作成日の翌日以降を含める場合は、実務経験「見込」証明となりますので、実務経験を満たした時点で確定した内容の実務経験証明書を再度提出してください。最終提出期限(令和4年4月8日(金)) (消印有効)。(裏面参照)
② **区分2、3、7** (通算で) 従業期間1,095日・従事日数540日以上の実務経験が必要。 **区分5** (通算で) 従業期間273日・従事日数135日以上の実務経験が必要。

証明権限を有する代表者の方へ
① 実務経験証明書について、不実または錯誤した内容の記載をした場合、社会福祉士及び介護福祉士法第8条第1項及び第2項の規定により本人に対し試験を無効とする処分を行うとともに、さらに厚生労働大臣が期間を定めて介護福祉士国家試験を受けさせない処分をすることがあります。また、証明権者はそのてん末を報告しなければなりません。
② 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。

用紙が不足する場合は、コピーした用紙を使用してください

区分2

区分3

区分5

区分7

提出書類

- ◆掛持ちで働く期間がある場合に限り、その期間の従事日数内訳証明書（75・77ページ）も必要です。
- ◆見込みの証明をする際も、同じ実務経験証明書の様式を使用してください。
- ◆必要に備えて、原本の写し（コピー）または写真等のデータを各自保存してください。原本は返却しません。

証明書作成時の注意事項

- 1 実務経験の対象となる施設（事業）・職種・各種コードを36～42ページで確認し、間違いがないよう作成してください。
- 2 訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。
修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。
- 3 不実・錯誤した内容を記載した場合、試験を無効とします（59ページ法第8条参照）。
また、証明権限を有する代表者は、そのてん末を報告しなければなりません。
- 4 従業期間中の実働日数が“0”の場合は、その従業期間は通算できません。
- 5 消せるボールペン等は使用しないでください。

① 忘れずに記入してください。

② ゴム印可。

③ 証明権限を有する代表者の職印を使用してください。
個人経営等で職印がない場合に限り、行政等に書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。

④ 結婚等で、勤務当事と現在の氏名・住所が異なる場合は、原則として現在の氏名等を記入してください。
※受験申込書の氏名と異なる場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書）が必要です。

⑤ 介護保険法または障害福祉サービス適用の場合に限り、当該事業所番号（認定コード）を記入してください。
介護保険法または障害福祉サービス適用外の場合は記入不要です。

⑥ 施設：具体的な固有名称は記入しないでください。
37～42ページを参照し、施設・事業の種類を記入してください。
職種：具体的な業務内容の記入ではありません。
37～42ページを参照し、職種（職名）を記入してください。
（◎良い例：介護職員、訪問介護員／×悪い例：介護業務、入浴介助）

⑦ 実務経験の対象となった日を算定開始日として記入してください。
証明書作成時に実務経験に必要な日数を満たさない場合は、満たす予定の日まで記入してください（令和4年3月31日まで算定可能）。

⑧ ⑦で算定した従業期間の日数と、その期間の中で実際に介護等の業務をした日数（1日の勤務時間は不問）を記入してください。

a 複数の事業所で実務経験がある場合

実務経験の 通算とは

1事業所の実務経験では不足する方でも、複数事業所の実務経験を通算(合算)することで、実務経験を満たせば受験申し込みができます。

例 区分2 で申し込む 福士 愛 さんの場合

A事業所 平成30年10月25日～令和2年4月11日 (従業期間535日、従事日数280日)

B事業所 令和2年8月5日～令和4年2月15日 (従業期間560日、従事日数270日)

→2か所の経験を通算すると、従業期間は1,095日、従事日数は540日を超える550日となり、実務経験を満たす。

事業所	平成30年		平成31年		令和元年				令和2年				令和3年				令和4年					
	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
A事業所	過去の経験																					
B事業所																						

従業期間 A 535日 + B 560日 = 1,095日
従事日数 A 280日 + B 270日 = 550日

受験申込時
現在(8月末日)

従業期間3年(1,095日)以上かつ従事日数540日以上を満たす「見込み」の日

A事業所の例

表面の記載要領をよくお読みの上、記入してください

区分 区分 区分

使用するボールペン

実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書)
(証明書作成日)令和03年08月25日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人・施設・事業所名 社会福祉法人振興会 法人格コード 02
所在地 東京都渋谷区渋谷0-0-0
電話番号 03-0000-0000 社会福祉法人 振興会 理事長印
代表者 理事長 厚生太郎
証明書作成者 所属・役職等 氏名 山田 二郎 (山田)

次の方は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。

フリガナ フクシ アイ 昭和 55年5月5日生
氏名 福士 愛
本人住所 〒150-0002 渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号

施設または事業所名 A事業所 4870100010
施設(事業)種類 特別養護老人ホーム コード 026
職種(職名) 介護職員 コード 02

従業期間及び介護等の業務に従業した日数 29~33ページ参照
従業期間 (上記算定開始日から算定終了日までの期間) 30年10月25日から 令和2年04月11日まで 535日
介護等の業務従事日数 (上記従業期間のうち) 280日

B事業所の例

表面の記載要領をよくお読みの上、記入してください

区分 区分 区分

使用するボールペン

実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書)
(証明書作成日)令和03年08月25日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人・施設・事業所名 社会福祉法人振興会 法人格コード 02
所在地 東京都渋谷区渋谷0-0-0
電話番号 03-0000-0000 社会福祉法人 振興会 理事長印
代表者 理事長 厚生太郎
証明書作成者 所属・役職等 氏名 山田 二郎 (山田)

次の方は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。

フリガナ フクシ アイ 昭和 55年5月5日生
氏名 福士 愛
本人住所 〒150-0002 渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号

施設または事業所名 B事業所 4870100011
施設(事業)種類 指定訪問介護 コード 036
職種(職名) 訪問介護員 コード 03

従業期間及び介護等の業務に従業した日数 29~33ページ参照
従業期間 (上記算定開始日から算定終了日までの期間) 令和2年08月05日から 令和4年02月15日まで 560日
介護等の業務従事日数 (上記従業期間のうち) 270日

※ 受験申し込み後、実務経験を満たした時点で、再度、B事業所だけの実務経験証明書を提出してください。

p33
に
続
く

b 「実務経験見込み」で申し込む場合

実務経験見込みとは

証明書作成時に実務経験を満たしていなくても、令和4年3月31日までに従業期間・従事日数が必要日以上となる見込みの方は、「実務経験見込み」として申し込みできます。

区分2

区分3

区分5

区分7

提出書類

例「B事業所」の実務経験証明書について

提出1回目

「B事業所」の実務経験証明書は、①令和3年8月25日に作成して、受験申し込みをしました。「A事業所」と通算して、実務経験を満たすためには、②令和4年2月15日まで勤務する必要があります。

提出2回目

「B事業所」で、実務経験を満たした(③令和4年2月15日まで勤務した)ので、改めて「B事業所」の実務経験証明書を④令和4年2月16日に作成しました。

B事業所の提出1回目 (受験申込時の例)

B事業所の提出2回目 (実務経験を満たした時の例)

用する記号	ボールペン	区分
記入欄	必ず事業所の証明書作成者が記入・押印してください	区分
証明書作成日	令和03年08月25日	区分
公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様		
法人・施設・事業所名	社会福祉法人振興会	法人格コード (36ページ参照)
所在地	〒115-0101 東京都渋谷区渋谷0-0-0	02
電話番号	03-0000-0000	社会福祉法人振興会理事長印
代表者	理事長 厚生太郎	証明書作成者
証明書作成者	総務課主任 山田二郎	所屬・役職等 氏名 認印
次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。		
フリガナ	フクシ アイ	
氏名	福士 愛	昭和 55年5月5日生
本人住所	〒150-0002 渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号	
施設または事業所名	B事業所	
施設(事業)種類 (37-42ページ参照)	指定訪問介護	コード 036
職種(職名) (37-42ページ参照)	訪問介護員	コード 03
従業期間	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 02年08月05日から <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 04年02月15日まで	
介護等の業務に従業した日数 (29-33ページ参照)	従業期間(上記算定開始日から算定終了日までの期間)	560 日
	介護等の業務従事日数(上記従業期間のうち)	270 日

用する記号	ボールペン	区分
記入欄	必ず事業所の証明書作成者が記入・押印してください	区分
証明書作成日	令和04年02月16日	区分
公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様		
法人・施設・事業所名	社会福祉法人振興会	法人格コード (36ページ参照)
所在地	〒115-0101 東京都渋谷区渋谷0-0-0	02
電話番号	03-0000-0000	社会福祉法人振興会理事長印
代表者	理事長 厚生太郎	証明書作成者
証明書作成者	総務課主任 山田二郎	所屬・役職等 氏名 認印
次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。		
フリガナ	フクシ アイ	
氏名	福士 愛	昭和 55年5月5日生
本人住所	〒150-0002 渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号	
施設または事業所名	B事業所	
施設(事業)種類 (37-42ページ参照)	指定訪問介護	コード 036
職種(職名) (37-42ページ参照)	訪問介護員	コード 03
従業期間	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 02年08月05日から <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 04年02月15日まで	
介護等の業務に従業した日数 (29-33ページ参照)	従業期間(上記算定開始日から算定終了日までの期間)	560 日
	介護等の業務従事日数(上記従業期間のうち)	270 日

この場合によくある間違い

① 証明書作成日まで証明すると…

従業期間	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 02年08月05日から <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 03年08月25日まで
従業期間(上記算定開始日から算定終了日までの期間)	386 日

※ 「A事業所」の従業期間と合計しても1,095日にならないため、この実務経験証明書では受け付けできません。

※ 2回目の提出期限

令和4年4月8日(金) (消印有効)

簡易書留で試験センターに提出してください。(提出方法は、99・101ページ・裏表紙参照)

期限までに提出されない場合、実務経験を満たさなかったとして試験は無効となります。

● 実務経験の範囲について

介護福祉士試験の受験資格となる実務経験は、厚生労働省がその範囲を示しています。

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付け社庶第29号）別添2」（61～63ページ参照）

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付け社庶第30号）」（63・64ページ参照）

受験資格となる実務経験の範囲は、37ページ以降の表に掲げた「施設・事業・職種」及び上記の通知（原典）のとおりです。

① 「法人格」とコード

実務経験証明書の「法人格コード」欄には、次のうち該当する「コード」を記入してください。

法人格（運営主体）	コード
国、地方公共団体等の公的機関	01
社会福祉法人、（一般・公益）財団・社団法人、宗教法人、独立行政法人、学校法人等の非営利法人	02
医療法人等、病院・診療所を開設する法人及び個人	03
株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合弁会社等の営利法人 （人材派遣会社はコード08）	04
特定非営利活動法人（NPO法人）	05
生活協同組合、農業協同組合、企業組合等の協同組合	06
その他	07
人材派遣会社（上記コード01～07の運営主体に介護職員等を派遣） ※ 派遣先である運営主体でも、派遣元である人材派遣会社でも証明可能です （運営主体が証明できない場合は、人材派遣会社が証明してください）	08

② 「施設・事業」「職種」とコード

実務経験証明書の「施設（事業）種類」「職種」欄には、38～42ページの表のうち、該当する「施設・事業」「職種」及び「コード」を記入してください。

区分2

区分3

区分5

区分7

提出書類

職種について

施設・事業所内において、独自の職種（職名）を使用している場合は、「人員配置基準」「運営要綱」等に基づいた正式な職種を記入してください。

例：ケアワーカー、介護ヘルパー、介護員等 → 介護職員

(注意)「職種」欄には、「介護職員」「訪問介護員」など職名を記入してください。

なお、「介護業務」「入浴介護」といった業務内容の記載ではありません。

対象とならない職種

① 「人員配置基準」「運営要綱」等を示された、主たる業務が介護等の業務と認められない職種

- ・ 生活相談員、支援相談員等の相談援助業務を行う職種
- ・ 医師、看護師、准看護師
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の機能訓練担当職員（当該業務を補助する方を含む）
- ・ 心理指導担当職員、作業指導員、職業指導員、就労支援員
- ・ 事務員、介護支援専門員、調理員、栄養士、計画作成担当者、福祉用具専門相談員

② 主たる業務が介護等の業務でないことが明確な職種

例：相談員、警備員、運転手、用務員、清掃員、あん摩マッサージ指圧師

職種の兼務について

介護等の業務とそれ以外の業務を兼務している場合、「職種コード」欄は [10] と記入してください。

※ 介護等の業務とそれ以外の業務を兼務している事実が、辞令等で明確であって、主たる業務が介護等の業務である場合に限り対象となります。

「職種」欄は「介護職員兼生活相談員」のように、「介護職員兼〇〇」と記入してください。

※ 施設長または事業所の長が、介護等の業務を兼務している場合、介護等の業務に従事した日数に限り対象となります。

「職種」欄は「介護等の業務を兼務する施設長」のように、「介護等の業務を兼務する〇〇〇」と記入してください。

代表者の自己証明について

実務経験証明書の「代表者」欄が受験者自身である場合、受験者自身が代表者であること、実務経験の対象となる事業を行っていることが確認できる「法人の履歴事項全部証明書」の原本を必ず提出してください。

なお、この場合、「証明書作成者」欄は、受験者以外の第三者が作成するようにしてください。

実務経験証明書の「施設（事業）種類」「職種」欄には、次のうち該当する「施設・事業」「職種」及び「コード」を記入してください。

ア 社会福祉施設等

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕	
㊦ 児童福祉法関係の施設・事業			
知的障害児施設	001	・保育士〔01〕 ・介助員〔02〕	
自閉症児施設			
知的障害児通園施設	002	・看護補助者〔05〕	
盲児施設	003	・看護助手〔05〕 ・指導員（児童発達支援・放課後等デイサービス）〔06〕（ただし、下記の注意事項1の①・②に掲げる者に限る）	
ろうあ児施設			
難聴幼児通園施設			
肢体不自由児施設	004	・児童指導員〔07〕（ただし、下記の注意事項2の①に掲げる者に限る） ・障害福祉サービス経験者（児童発達支援・放課後等デイサービス）〔09〕（ただし、下記の注意事項3の①・②に掲げる者に限る）	
肢体不自由児通園施設			
肢体不自由児療護施設			
重症心身障害児施設	005	・障害福祉サービス経験者（児童発達支援・放課後等デイサービス）〔09〕（ただし、下記の注意事項3の①・②に掲げる者に限る）	
重症心身障害児（者）通園事業	006		
肢体不自由児施設または重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関（国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの）	007	など入所者の保護に直接従事する職員	
児童発達支援	089	・訪問支援員〔03〕	
放課後等デイサービス	090		
障害児入所施設	091		
児童発達支援センター	092		
保育所等訪問支援	093		
居宅訪問型児童発達支援	098		
注意事項			
1 「指導員」（児童発達支援・放課後等デイサービス）について			
① 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」において、業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。 なお、「児童発達支援」の場合は平成31年3月31日まで、「放課後等デイサービス」の場合は平成30年3月31日までの期間に限り実務経験になります。			
② 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」において、「介護職員」が置かれている場合、「指導員」は実務経験になりません。			
③ 前記①・②により、介護福祉士国家試験を受験した場合、その実務経験は「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験」の実務経験になりません。			
2 「児童指導員」について			
① 業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。			
② 前記により、介護福祉士国家試験を受験した場合、その実務経験は「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験」の実務経験になりません。			
3 「障害福祉サービス経験者」（児童発達支援・放課後等デイサービス）について			
① 業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。			
② 「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業生等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。			
③ 前記①・②により、介護福祉士国家試験を受験した場合、その実務経験は「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験」の実務経験になりません。			

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
		① 障害者総合支援法関係の施設・事業
障害者デイサービス事業（平成18年9月までの事業）	061	・★保育士（児童デイサービス）〔01〕 ・介護職員〔02〕 ・介助員（盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業）〔02〕 ・寮母〔02〕 ・★生活支援員〔06〕 ・★指導員（児童デイサービス・地域活動支援センター）〔06〕 ・★精神障害者社会復帰指導員（精神障害者社会復帰施設）〔06〕 ・★世話人（共同生活介護・共同生活援助）〔06〕 などのうち、主たる業務が介護等の業務である者 ※ ★印がある5職種は下記の注意事項1の①・②を満たした方が対象になります。
短期入所	062	
障害者支援施設	065	
療養介護	066	
生活介護	067	
児童デイサービス	083	
共同生活介護（ケアホーム）	068	
共同生活援助（グループホーム）	084	
自立訓練	069	
就労移行支援	070	
就労継続支援	071	
知的障害者援護施設 （知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通訳・知的障害者福祉工場）	072	
身体障害者更生援護施設 （身体障害者更生施設・身体障害者療養施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場）	073	
福祉ホーム	074	
身体障害者自立支援	076	
日中一時支援	077	
生活サポート	078	
経過的デイサービス事業	079	
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	096	
訪問入浴サービス	080	
地域活動支援センター	081	
精神障害者社会復帰施設 （精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場）	085	
在宅重度障害者通所援護事業 （日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る）	019	
知的障害者通所援護事業 （全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る）	041	
居宅介護	063	・訪問介護員〔03〕 ・ホームヘルパー〔03〕 ・ガイドヘルパー〔03〕 など主たる業務が介護等の業務である者（サービス提供責任者としての業務は対象となりません。実際に介護等の業務を行う職種（職名）で証明してください。）
重度訪問介護		
行動援護		
同行援護		
外出介護（平成18年9月までの事業）		
移動支援事業	075	
注意事項		
1 「★印の5職種」について ① 上表の「施設・事業の配置基準」などで「介護職員」が置かれている場合、実務経験になりません。 ② 上表の「施設・事業」で、業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。 ③ 前記①・②により、介護福祉士国家試験を受験した場合、その実務経験は「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験」の実務経験になりません。		
2 「障害者総合支援法の施設・事業」を実施している場合、当該施設・事業の適用を受ける前から同等の施設・事業を継続的に行っている場合は、その施設・事業を開始した時点から実務経験になります。 「・「非営利法人」→法人格取得以前の期間も対象」 「・「営利法人」→法人格取得後の期間が対象」		

区分2

区分3

区分5

区分7

提出書類

区分2

区分3

区分5

区分7

提出書類

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
	㊦ 老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	
老人デイサービスセンター	023	・介護職員〔02〕 ・介護従事者〔02〕 ・介護従業者〔02〕 ・介助員〔02〕 ・支援員（養護老人ホームのみ）〔08〕
指定通所介護（指定療養通所介護を含む）		
指定地域密着型通所介護		
指定介護予防通所介護		
第1号通所事業		
指定認知症対応型通所介護		
指定介護予防認知症対応型通所介護	024	など主たる業務が介護等の業務である者
老人短期入所施設		
指定短期入所生活介護		
指定介護予防短期入所生活介護		
養護老人ホーム		
特別養護老人ホーム		
指定介護老人福祉施設	026	
指定地域密着型介護老人福祉施設		
軽費老人ホーム	027	
ケアハウス		
有料老人ホーム	028	
指定小規模多機能型居宅介護	064	
指定介護予防小規模多機能型居宅介護		
指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	094	
指定訪問入浴介護	031	
指定介護予防訪問入浴介護		
指定認知症対応型共同生活介護	032	
指定介護予防認知症対応型共同生活介護		
介護老人保健施設	033	
介護医療院	097	
指定通所リハビリテーション	034	
指定介護予防通所リハビリテーション		
指定短期入所療養介護	035	
指定介護予防短期入所療養介護		
指定特定施設入居者生活介護	082	
指定介護予防特定施設入居者生活介護		
指定地域密着型特定施設入居者生活介護		
サービス付き高齢者向け住宅	095	
指定訪問介護	036	・訪問介護員〔03〕 ・ホームヘルパー〔03〕 （サービス提供責任者としての業務は対象となりません。実際に介護等の業務を行う職種（職名）で証明してください。）
指定介護予防訪問介護		
第1号訪問事業		
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
指定夜間対応型訪問介護	100	・看護補助者〔05〕 ・看護助手〔05〕 など主たる業務が介護等の業務である者
指定訪問看護		
指定介護予防訪問看護		
注意事項		
1 介護保険法の「指定居宅サービス」、「指定介護予防サービス」、「指定地域密着型サービス」、「指定地域密着型介護予防サービス」、「第1号訪問事業」、「第1号通所事業」を実施している場合、当該事業の適用を受ける前から、同等の事業を継続的に行っている場合は、その事業を開始した時点から実務経験になります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ・「指定通所リハビリテーション」を除く。 ・「非営利法人」→法人格取得以前の期間も対象 ・「営利法人」→法人格取得後の期間が対象 </div>		
2 「第1号訪問事業」、「第1号通所事業」は、旧「指定介護予防訪問介護」、旧「指定介護予防通所介護」に係る基準の例による基準に従って事業を実施するもので、「事業者指定」を受けているものが実務経験となります。		
3 「指定訪問看護」、「指定介護予防訪問看護」の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象となりません。		

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
	㊦ 生活保護法関係の施設	
救護施設	021	・介護職員〔02〕 ・介助員〔02〕
更生施設	022	など主たる業務が介護等の業務である者
㊧ その他の社会福祉施設等		
地域福祉センター	043	・介護職員〔02〕 ・介護員〔02〕
隣保館デイサービス事業	044	・介助員〔02〕 ・看護補助者〔05〕
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	045	・看護助手〔05〕
ハンセン病療養所	046	など主たる業務が介護等の業務である者
原子爆弾被爆者養護ホーム	047	
原子爆弾被爆者デイサービス事業	048	
原子爆弾被爆者ショートステイ事業	049	
労災特別介護施設	051	
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	050	原爆被爆者家庭奉仕員〔03〕
家政婦紹介所 (個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る)	052	家政婦〔04〕
訪問看護事業 (健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業)	101	・看護補助者〔05〕 ・看護助手〔05〕 など主たる業務が介護等の業務である者
注意事項 「ハンセン病療養所」、「訪問看護事業」の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象となりません。		

イ 病院または診療所

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
	病院	087
診療所	など主たる業務が介護等の業務である者	
注意事項 病院または診療所の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象となりません。		

ウ 介護等の便宜を供与する事業

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
	地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業	
介護保険法の基準該当居宅・介護予防サービス（指定事業所は除く）	057	
障害者総合支援法の基準該当障害福祉サービス（指定事業所は除く）	088	など主たる業務が介護等の業務である者
以下の各サービスに <u>準ずる</u> 事業 非営利法人が実施する介護保険法の指定（基準該当）居宅、第1号訪問事業、第1号通所事業、指定（基準該当）介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービスまたは障害福祉サービス事業	058	・その他〔10〕（実施要綱・条例・定款等に基づいた職種（職名）を記入）
その他の介護等の便宜を供与する事業（運営主体が法人格を有していること）（38～42ページの「施設・事業」に該当しない事業）	099	

注意事項

1 上表のコード「056」、「058」、「099」の事業には、実務経験になる条件があります。

※ コード「056」、「058」、「099」の事業を実務経験とする場合、「実務経験証明書」の他に、次の条件すべてに該当することが確認できる資料を受験申込書に同封してください。

事業の種類	対象者が「高齢者」「障害児・者」である。
実施要綱・条例・定款等	「高齢者」「障害児・者」「福祉に関する…」等の記載がある。
事業目的・事業概要	介護等の業務を行うことが明記されている。
職種	業務分掌上「介護職員」「訪問介護員」等として配置され、主たる業務が介護等の業務である。

2 コード「057」、「088」（介護保険法・障害者総合支援法の基準該当サービス）の場合、基準該当の適用を受ける前から、同等の事業を継続的に行っている場合は、その事業を開始した時点から実務経験になります。

- ・「非営利法人」→法人格取得以前の期間も対象。
- ・「営利法人」→法人格取得後の期間が対象。

3 「実務経験証明書」の「施設（事業）種類」・「職種」欄は、具体的に記入してください。

【記入例】

記入方法 参照ページ 30・31ページ
使用する筆記具 ボールペン
センター記入欄 H U 同封 他（ ）
必ず事業所の証明書作成者が記入・押印してください

裏面の記載要領をよくお読みの上、記入してください

区分 2
区分 3
区分 5
区分 7

介護福祉士国家試験
実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日)令和 03年08月25日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 理事長 様

法人・施設・事業所名	社会福祉法人振興会		法人格コード (36ページ参照)	02
所在地	〒11501010 東京都渋谷区渋谷0-0-0			
電話番号	03-0000-0000			
代表者	役職	氏名	社会福祉法人振興会理事長印	
	理事長	厚生太郎		
証明書作成者	所属・役職等	氏名	認印	
	総務課主任	山田 二郎	(山田)	

この実務経験証明書を証明権を有する代表者(理事長、施設長等)で作成してもらう時は、この証明用紙と受験の手引を一緒に提出してください。

次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。

フリガナ	フクシ アイ	昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/>	55年5月5日生
氏名	福士 愛		
本人住所	〒150-0002 渋谷区渋谷1-5-6 ○○マンション○号		
施設または事業所名	宮益坂デイサービスセンター <small>介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号(認定コード)</small>		
施設(事業)種類 (37~42ページ参照)	〇〇市の条例に基づく事業 (〇〇市高齢者デイサービス事業)	コード	056
職種(職名) (37~42ページ参照)	介護職員	コード	02
従業期間及び介護等の業務に従事した日	従業期間	昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 <input checked="" type="checkbox"/>	01年11月20日から 02年11月23日まで

「施設（事業）種類」欄
・「〇〇市の条例に基づく事業（〇〇市高齢者デイサービス事業）」
・「介護保険法の指定訪問介護に準ずる事業（〇〇社協ホームヘルプサービス事業）」
・「その他の介護等の便宜を供与する事業（〇〇福祉法の〇〇事業に準ずる事業）」
のように、() 内に必ず事業名を記入してください。

「職種」欄
職名を記入してください。

区分2

区分3

区分5

区分7

提出書類

● 介護福祉士国家試験関係法令

1 「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号) (抄)

(定義)

第2条 (略)

- 2 この法律において「介護福祉士」とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。

(社会福祉士試験の無効等・第40条第3項で介護福祉士試験に準用)

第8条 厚生労働大臣は、社会福祉士試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて社会福祉士試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料・第40条第3項で介護福祉士試験に準用)

第9条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

- 2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

(介護福祉士試験)

第40条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

- 2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 三 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 四 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにあっては、3年以上（専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
- 五 3年以上介護等の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 六 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

- 3 第6条、第8条及び第9条の規定は、介護福祉士試験について準用する。

(登録)

第42条 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

- 2 (略)

附則

第2条 第40条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者であって、9月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。

- 一 平成26年3月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において3年以上（専攻科において2年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者
- 二 平成28年4月1日から平成31年3月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において3年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者（次に掲げる者を除く。）
- 三 平成28年4月1日から平成32年3月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校の専攻科（修業年限が2年以上であるものに限る。）において2年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者

改正法附則（平成19年12月5日）

第5条 附則第1条第三号に掲げる規定の施行の際現に第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第二号に規定する要件に該当する者は、第2条の規定による改正後の同法第40条第2項の規定にかかわらず、介護福祉士試験を受けることができる。

2 「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」(昭和62年政令第402号) (抄)

(受験手数料)

第12条 (略)

- 2 法第40条第3項において準用する法第9条第1項の受験手数料の額は、18,380円とする。

3 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号) (抄)

(介護福祉士試験の受験資格)

第21条 法第40条第2項第6号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 学校教育法による高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものであるものにおいて、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第5に定める高等学校等に係る教科目及び単位数を修めて、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者
- 二 インドネシア人介護福祉士候補者(経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書10第1編第6節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。)、フィリピン人介護福祉士候補者(経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書8第1部第6節1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフィリピン人をいう。)、又はベトナム人介護福祉士候補者(平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。)であって、3年以上介護等(法第2条第2項に規定する介護等をいう。次条第4項及び第23条第2項において同じ。)の業務に従事した者
- 三 3年以上介護等の業務に従事した者であって、次に掲げる課程のいずれかを修了した後、法第40条第2項第5号に規定する学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - イ 法附則第4条第2項に規定する喀痰吸引等研修(別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修を除く。)の課程
 - ロ 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程
 - ハ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第106号)附則第2条の規定による廃止前の訪問介護員に関する省令(ニ及びホにおいて「旧訪問介護員省令」という。)第1条に規定する1級課程
 - ニ 旧訪問介護員省令第1条に規定する2級課程
 - ホ 旧訪問介護員省令第1条に規定する3級課程
 - ヘ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)による改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程
 - ト イからへまでに掲げる課程に準ずる課程として厚生労働大臣が認める課程

(介護福祉士試験)

第22条 介護福祉士試験は、筆記及び実技の方法により行う。

- 2 実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。
- 3 法第40条第2項第1号から第5号まで又は前条第3号に規定する者については、実技試験を免除する。
- 4 法第40条第2項第1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設の設置者が介護等に関する専門的技術について行う講習であって、第23条の2第1項各号に掲げる要件を満たすものとして、あらかじめ届け出られたもの(以下「介護技術講習」という。)を修了した者については、その申請により、介護技術講習を修了した日後引き続き行われる次の3回の実技試験を免除する。

附則

(介護福祉士試験の受験資格に関する経過措置)

第1条の2 第21条第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「修得したもの」とあるのは、「修得したものと及び3年以上介護等の業務に従事した者のうち、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)による改正前の介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者であって、附則第13条第3号の喀痰吸引等研修(別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修を除く。)を修了したことを証する書類の交付を受けたもの」と読み替えるものとする。

(介護福祉士試験に関する経過措置)

第1条の3 第22条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「を修了した者」とあるのは「を修了した者、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第4に定める介護過程(以下この項において「介護過程」という。)を修めた者又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第5若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第4の2に定める介護過程Ⅲ(以下この項において「介護過程Ⅲ」という。)を修了した者」と、「を修了した日」とあるのは「を修了した日、介護過程を修めた日又は介護過程Ⅲを修了した日」と読み替えるものとする。

4 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長通知)

別添2

介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等

1 介護等の業務の範囲

介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。)の入所者の保護に直接従事する職員(職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要な職員を除く。)
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設(障害者総合支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。)、障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設及び更生施設の介護職員
- (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員
- (5) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (6) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (7) 整備法第3条による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを行っている事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (8) 指定訪問介護(介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)に該当する同法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。)若しくは指定介護予防訪問介護(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)に該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)第5条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。)又は第一号訪問事業(介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。)の訪問介護員等
- (9) 指定訪問看護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護をいう。)又は指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。)において看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
- (10) 指定通所介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。)若しくは指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。)若しくは指定介護予防通所介護(指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。)若しくは指定短期入所生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。)若しくは指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。)又は第一号通所事業(介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)の介護職員
- (11) 指定訪問入浴介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。)又は指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。)の介護職員
- (12) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(介護保険法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)に該当する同法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。)の訪問介護員等
- (13) 指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。)の訪問介護員
- (14) 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型通所介護(同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)に該当する同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンターを除く。)の介護職員
- (15) 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)の介護従業者
- (16) 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)の介護従業者
- (17) 指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスをい

区分1

区分2

区分3

区分4

区分5

区分6

区分7

試験の概要等

う。)の介護従業者

- (18) 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。)若しくは指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。)又は指定短期入所療養介護(指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。)若しくは指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。)を行う施設の介護職員
- (19) 指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。)又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)を行う施設の介護職員
- (20) 指定介護老人福祉施設(指定施設サービス等に該当する介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設をいう。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。)(特別養護老人ホームを除く。)の介護職員
- (21) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (22) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (23) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項に規定する指定介護療養型医療施設であって、同法第8条第26項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所(以下「病棟等」という。)における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
- (24) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
- (25) 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第1(老人医科診療報酬点数表)において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの(同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料(1から4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等をいう。)において看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
- (26) 医療法第1条の5に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (27) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護事業において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (28) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第2条第2項に規定する国立ハンセン病療養所等における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者
- (29) 職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則第4項に規定する家政婦のうち、個人の家庭において就業し、その主たる業務が介護等の業務である者
- (30) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員
- (31) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)
- (32) 「在宅重度障害者通所援護事業について」(昭和62年8月6日付け社更第185号)別添(在宅重度障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (33) 「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」(昭和54年4月11日付け児第67号)別添(知的障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (34) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」(平成26年3月31日付け障発0331第1号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」又は別記11(7)に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (35) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記1-9に基づく「移動支援事業」、別記1-11(4)に基づく「日中一時支援」又は別記1-14(2)に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記1-11(2)に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員
- (36) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (37) 「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」(昭和63年12月13日付け健医発第1414号)に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの介護職員
- (38) 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施について」(平成5年7月15日付け健医発第765号)に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」(平成5年7月15日付け健医発第766号)に基づく「原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設の介護職員
- (39) 「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」(昭和50年9月19日付け衛発第547号)別添(原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱)に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員
- (40) 介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

2 業務従事期間の計算方法

介護等の業務に従事した期間は、1の(1)から(40)までに掲げる者として現に従事した期間を通算して計算するものとし、1の(1)から(40)までに掲げる者であった期間が通算1095日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上である場合に、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に該当するものとする。ただし、同法附則第2条各号に該

当する者については、1の(1)から(40)までに掲げる者であった期間が通算273日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が135日以上とする。

3 業務従事期間の認定方法

介護等の業務に従事していたことの認定は、1の(1)から(28)まで及び(30)から(40)までに掲げる者であった期間については、使用者又は施設、事業所等の長、1の(29)に掲げる者であった期間については、使用者又は有料職業紹介所の所長が発行する介護業務従事期間証明書(別記様式)に基づいて厚生労働大臣(試験事務を指定試験機関に行わせる場合にあっては、指定試験機関の長)が行う。

5 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第30号厚生省社会局庶務課長、児童家庭局企画課長通知)

1 業務従事期間の認定

過去において福祉に関する相談援助の業務又は介護等の業務に従事していた期間を有する者については、従事していた時期、現在の職業等を問わず、当該従事していた期間について業務経験を認定するものであること。

なお、業務従事期間の認定に当たっては、1日の勤務時間が短い場合であっても、1日勤務したものとみなすものとする。

2 (略)

3 介護等の業務の範囲

(1) 局長通知別添2の1に掲げる者には、次の①から③までに掲げる者(③については介護等の業務に従事している期間に限る。)が含まれること。

① 介護等の業務を行うことが業務分掌上明確になっている生活支援員等及び施設又は事業の最低基準等に定める名称以外の名称の職員(介助員等、介護等の業務が本来業務として明確に位置付けられている者が含まれる。)であって、その主たる業務が介護等の業務であるもの

② 当該施設又は事業における介護等の業務以外の業務を兼務している職員(そのことが辞令により明確になっている職員に限る。)であってその主たる業務が介護等の業務であるもの

③ 当該施設又は事業所の長であって介護等の業務を兼務しているもの

(2) 局長通知別添2の1の(1)に掲げる者には、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の委託(肢体不自由のある児童又は重症心身障害児に係るものに限る。)又は同法第27条第2項の委託を受けた施設の保育士及び看護補助者が含まれること。

また、局長通知別添2の1の(1)及び(31)に掲げる者には、介護等の業務を行うことが業務分掌上明確になっている児童指導員であって、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。

(3) 局長通知別添2の1の(2)に掲げる者には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設(障害者総合支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第2号に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場をいう。)、障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設(障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の8に規定する知的障害者通所寮をいう。)、 「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置要綱)に規定する身体障害者福祉工場、「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発見第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に規定する知的障害者福祉工場、障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は隣保館(「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙1(隣保館デイサービス事業実施要領)に基づく隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。)の職員であって主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。

(4) 局長通知別添2の1の(8)の第一号訪問事業及び同(10)の第一号通所事業は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の6第1号イに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限られること。

(5) 局長通知別添2の1の(9)、(23)、(25)から(27)までに掲げる者には、空床時のベッドメーカーや検体の運搬などの間接的な業務のみに従事している者は含まれないこと。

(6) 局長通知別添2の1の(40)の「介護等の便宜を供与する事業」は、局長通知に掲げるものを除き、次のような事業であること。

ア 地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であって、介護等の業務を行っているもの

イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス(以下「基準該当居宅サービス」という。)又は同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス(以下「基準該当介護予防サービス」という。)を行う事業

ウ 障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業

エ 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業(これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。)であって、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス若しくは基準該当居宅サービス、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは基準該当介護予防サービス、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは第一号訪問事業(介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業(介護保険法施行規則第140条の63の6第1項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。))をいう。)又は第一号通所事業(同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業(介護保険法施行規則第140条の63の6第1項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。))をいう。)に準ずるもの

オ 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業（これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、障害福祉サービス事業に準ずるもの

- (7) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等（営利法人を除く。）について、介護保険法により指定居宅サービス事業者又は基準該当居宅サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、同法による指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスを実施する前（法人格取得前の期間を含む。）からこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。
- (8) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等（営利法人を除く。）について、介護保険法により指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは基準該当介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは基準該当介護予防サービス又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスを実施する前（法人格取得前の期間を含む。平成18年4月1日以後に限る。）にこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。
- (9) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等（営利法人を除く。）について、障害者総合支援法により指定障害福祉サービス事業者又は基準該当障害福祉サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、障害者総合支援法による指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスを実施する前（法人格取得前の期間を含む。）からこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。
- (10) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等（営利法人を除く。）について、介護保険法により介護予防・日常生活支援総合事業の指定又は委託を受けている、又は受けることが確実な場合であって、同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施する前（法人格取得前の期間を含む。平成27年4月1日以後に限る。）にこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。
- (11) 身体障害者小規模通所授産施設又は知的障害者小規模通所授産施設を経営する者について、平成12年12月1日前からこれらと同等の施設を継続的に経営している場合は、平成12年12月1日前において当該施設に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。
- (12) 局長通知別添2の1の(35)に掲げる者には、「地域生活支援事業実施要綱の一部改正について」（平成19年6月18日付け障発第0618001号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発0801002号）の別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記6（12）に基づく「経過的デイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。